

運 営 規 程

藤元上町病院 訪問リハビリテーション

(事業の目的)

第1条 医療法人社団静雄会 藤元上町病院が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下、「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 指定訪問リハビリテーションは、利用者が要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
 - (2) 提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 2 事業実施に当たっては、県、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密に連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 藤元上町病院 訪問リハビリテーション
- 2 所在地 宮崎県都城市上町10街区24号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 医師 1人以上（管理者との兼務あり）
診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況、病歴及びその置かれている環境等を踏まえ、作業療法士その他の従業者と共同して、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画（以下、「訪問リハビリテーション計画」という。）を作成するとともに、適切なリハビリテーションが行えるよう利用者の健康状態等を把握する。
- 3 理学療法士または作業療法士 1人以上（常勤）
医師と連携して、前号の訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、利用者に対して理学療法あるいは作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

ただし、災害、悪天候等止むを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

- 1 営業日
火曜日 午後
ただし、夏季（8月14日から8月15日）、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の休日は除く。
- 2 営業時間 火曜日 13:00～16:00

(指定訪問リハビリテーションの内容)

第6条 事業所が行う指定訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- 1 指定訪問リハビリテーション計画の作成
- 2 医学的管理下でのリハビリテーション
- 3 介護に関する相談援助

(指定訪問リハビリテーションの利用料その他の費用)

第7条 事業所が行う指定訪問リハビリテーションの利用料その他の費用は次のとおりとする。

- 1 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。
- 2 事業所が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 3 事業所が利用者から第1項の費用の支払いを受けたときは、サービス及び料金の内容・金額を記載した、領収証書及びサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。
- 4 前項の規定は現物給付、法定代理受領とならない利用料の支払いを受けた場合にも適用する。なお、この場合、利用者又はその家族からの求めがあれば、要介護認定申請等必要な手続きについて説明・助言を行うこととする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、都城市・三股町・曽於市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 事業所が行う指定訪問リハビリテーション利用の留意事項は次のとおりとする。

- 1 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文章を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
- 2 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。

(非常災害対策)

第10条 事業所が行う指定訪問リハビリテーション時の非常災害対策は次のとおりとする。

- 1 事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取らなければならない。同時に消防や病院への連絡をしなければならない。
- 2 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておかななければならない。
- 3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じ、その被害を最小限にとどめるように努めなければならない。
- 4 事業者は、消防法に規定される防火管理者を定め、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に従業者に周知するとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所が行う指定訪問リハビリテーションの事故発生時の対応は次のとおりとする。

- 1 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、県、市町村、介護保険組合、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行わなければならない。
- 2 管理者もしくは事業所が定めた従業者は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録しておかななければならない。
- 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

(感染症等の対応)

第12条 感染症等の対策として、当院感染委員会の基準に基づき、感染防止の対策をとる。

また、発生に関しても同基準にそったマニュアルを基にし、保健所への報告、各機関への報告、その後の感染対策をとる。

(自然災害時の対応)

第13条 自然災害においては、都城市の災害対策を基に行動する。また、防災マニュアルを作成定期的な訓練、地域住民との連携を図れるよう対策をとる。

(居宅介護支援事業者との連携)

第14条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者(必要と判断される場合は、他の主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む)と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

1)

- 1 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合
- 2 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断されるとき

- ① 第6条に定める利用定員を超える場合
- ② 利用者が正当な理由がなく従業者の指示に従わないため、サービス提供ができない場合
- ③ その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合

2) 前項第2号②及び③の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。)に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第15条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第16条 事業所が行う指定訪問リハビリテーションの秘密保持は次のとおりとする。

- 1 事業所及びその従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(苦情処理)

第17条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所が行う指定訪問リハビリテーションのその他重要事項は次のとおりとする。

- 1 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。
- 2 この規程の概要等、利用(申込)者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。
- 3 第7条第1項第1号の訪問リハビリテーション計画、サービス提供記録(診療記録を含む。以下、同じ。)については、それらを当該利用者に交付する。
- 4 第7条第1項第1号の訪問リハビリテーション計画、及びサービス提供記録、第12条第2項に規定する事故発生時の記録、第12条第2項に規定する市町村への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから2年間保存する。

- 5 都道府県、及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団静雄会で定める。

（高齢者虐待に関する対応）

第19条

- 1) 虐待の未然防止として、従事者の高齢者の人格尊重・尊厳保持に対する配慮を常に心がけサービス提供に当たれるよう理解を促していきます。
 - 2) 虐待等の早期発見
・利用者及びその家族からの相談や、利用者からの市町村への虐待の届け出について適切に対応します。
 - 3) 虐待等への迅速かつ適切な対応
・虐待が発生した場合は速やかに市町村の窓口に通報致します。また、その調査等に協力をします。
- *以上の為に、当院内にて、「高齢者虐待防止についての指針」を作成し、定期的な委員会の設置、開催、研修等を行います。また、この措置が適切に行えるよう担当者を配置します。

（具体的取り扱い方針）

- 1 指定訪問リハビリテーションの実施に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づいて、利用者の心身機能の回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行うものとする。
- 2 サービスの実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- 3 利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。
- 4 訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告する。

訪問リハビリテーションの実施に当たっては、目標内容と達成期間を明確にし、漫然かつ画一的なものとならないよう計画的に行うものとする。

（附 則）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

令和元年11月28日 一部改訂

令和3年1月1日 一部改訂

令和3年4月1日介護改正により改訂

令和4年2月1日指導監査により改訂

令和6年6月1日介護改正により改訂

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	藤元上町病院 訪問（予防）リハビリテーション
所在地	宮崎県都城市上町10街区24号
提供サービス	訪問リハビリテーションおよび介護予防訪問リハビリテーション
事業者番号	4510212881
責任者および連絡先	医療法人社団静雄会 藤元上町病院 理事長 藤元静二郎 TEL 0986-23-4000 FAX 0986-23-2549
サービス提供地域	都城市・曾於市・三股町

2. 運営の方針

事業所の従業者は、要介護者等の心身機能の回復または維持を図り、日常生活上の自立を助けることを目的とした理学療法等その他必要なリハビリテーションを行います。

3. 営業日およびサービス提供時間

営業日および営業時間	毎週火曜日 13:00～16:00（提供時間40分）
営業しない日	国民の休日・年末年始（12月31日～1月3日）※振替無 夏季休暇：（8月14日～8月15日）

4. 事業所の職員体制および勤務体制

職 種	資 格	常 勤	業務内容
管理者	藤元静二郎	1名	管理
医師	外来担当医	1名以上	診療
機能訓練指導員	理学療法士・作業療法士等	1名以上	機能訓練

5. サービスの内容

訪問リハビリテーションまたは介護予防訪問リハビリテーションは、退院後の生活に不安がある方や在宅での生活で困っている方などに、リハビリテーションの目標を設定し在宅生活での安定化に向けて理学療法士等が支援を行います。

当事業所担当医より、計画的な医学管理をおこなうため、定期的な評価を実施し、指示により自立支援に向けてのリハビリを施行します。このため、3ヶ月1回の受診を行っていただきます。

6. 利用料

利用者負担金は原則として介護保険の給付対象となります。

以下の料金は1割負担の場合となります。(ご本人の収入により2~3割の場合もあります)

項目	単位	料金
① 訪問リハビリテーション費(1回20分あたり)	308単位	3080円
② 介護予防訪問リハビリテーション費(同上)	298単位	2980円

*感染症の状況により、利用者様の利用が減少した場合は、厚生労働省の定めにより、利用金額に変更が生じる場合がございます。その場合は事前に説明をおこなわせていただきます。

*介護予防訪問リハビリテーションの利用期間は、原則1年以内とします。特段の理由がある場合は御相談ください。12ヶ月を超える場合は、介護予防訪問リハビリテーション費用は2380円(238単位)での提供となります。

7. 支払いについて

- ・1ヵ月毎に現金で外来受診の際お支払お願い致します。
- ・当月末締め、翌月訪問時に請求書を当院職員がお持ちします。当院受付にてお支払いください。

8. キャンセル・変更について

- ・利用者が現在受けているサービスを利用・変更したい場合は、すみやかに第1項の連絡先までご連絡ください。
- ・利用者の都合でサービスを中止・変更する場合には、サービス利用の前日17時までにご連絡ください。なお、連絡なく当日訪問しご自宅に不在の場合は料金を請求させていただきます。
- ※ 悪天候等、やむを得ずサービスを中止することがあります。その際は、前日または当日の営業時間前に連絡いたします。

9. 緊急時およびの対応

- ・訪問リハビリテーション利用中に利用者の急変やその他緊急事態(転倒など)が生じた場合は、臨機応変に応急救置を行なうとともに、速やかに主治医に報告し適切な処置を行ないます。
- ・同時にご家族、ケアマネジャーに報告します。

10. 事故発生への対応について

- ・サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに対応し、必要な措置を行ないます。
- ・重大な事故や事態が発生した場合は、県、市町村に報告を行います。
- ・同時にご家族、ケアマネジャーに報告します。
- ・感染症等に対しては、病院の感染委員会の基準に基づき、研修、委員会の開催マニュアルによる発生時の訓練実施を行っていきます。
- ・自然災害の対応として、都城市の災害対策に基づき対応します。また、地域住民との協力を得て、防災訓練などの実施をおこないます。

11. 守秘義務

守秘義務は法律により定められており、緊急による利用者の生命・身体等に危険がある場合を除いて第三者に漏らすことはありません。個人情報使用同意書にあります目的以外に情報を外部に提供しなければならない時は、事前に文書により同意を得ます。

1 2. 記録の提供

「サービス提供記録書」等の記録は、利用者の求めに応じて閲覧に応じます。

1 3. 高齢者虐待に関する対応

1) 虐待の未然防止として、従事者の高齢者の人格尊重・尊厳保持に対する配慮を常に心がけサービス提供に当たれるよう研修等を行い、理解を促していきます。

2) 虐待等の早期発見

・利用者及びその家族からの相談や、利用者からの市町村への虐待の届け出について適切に対応します。

3) 虐待等への迅速かつ適切な対応

・虐待が発生した場合は速やかに市町村の窓口に通報致します。また、その調査等に協力をします。

＊以上の為に、当院内にて、「高齢者虐待防止についての指針」を作成し、定期的な委員会の設置、開催、研修等を行います。また、この措置が適切に行えるよう担当者を配置します。

1 4. サービス内容に関する苦情など相談窓口

利用者およびその家族などから苦情ならびに相談が寄せられた場合は、相談窓口を設置して苦情・相談担当者が調査を行い、利用者及び家族に対して説明を行います。

当事業所相談窓口	窓口責任者 馬場 幸弘 相談受付時間 8:30~17:15
	電話 0986-23-4000 FAX 0986-23-2549

都城市介護高齢課	23-2114	曾於市財部支所保険課介護保険係	72-1111
三股町 福祉保険課	52-1111	曾於市末吉支所保険課介護保険係	76-1111
高崎健康福祉課介護保険係	62-1111	山田総合支所健康福祉課介護保険係	64-1111
山之口総合支所健康福祉課介護保険係	57-3111	高城総合支所健康保険課介護保険係	58-2311

宮崎県国民健康保険団体連合会 サービス苦情連合会	宮崎市 TEL 0985-25-4901
-----------------------------	----------------------

事業者名	藤元上町病院 訪問（予防）リハビリテーション
介護保険事業所番号	4510212881
住所	都城市上町10街区24号
代表者	医療法人社団静雄会 藤元上町病院 理事長 藤元静二郎
電話	0986-23-4000
FAX	0986-23-2549

左記内容の説明を受け、了承いたしました。

年 月 日

利用者の氏名

印

保証人の氏名

印